

2023年度
安田女子大学・安田女子短期大学

配付パソコン
保障共済のご案内

安田学園共済会

「配付パソコン保障共済」にご加入ください

「配付パソコン保障共済」は、安田女子大学・安田女子短期大学の学生である皆さんがそれぞれ一定の掛金を負担し合い、予期せぬ偶然な事故の際にお互い助け合う保障制度です。

現在、多くの学生の皆さんに加入いただいています。

学園として**新入生全員の原則加入を推奨**している保障制度であるため、是非ともご加入をお願いいたします。

申込締切 2023年4月30日（日）

2023年度『配付パソコン保障共済』のご案内

入学する皆様へご提供するノートパソコンは、有償オプションとして“配付パソコン保障共済”（以下、共済会保障制度）にご加入できます。共済会保障制度に加入されますと、メーカー保証に加えて、不注意による破損・水漏れや、火災、天災（落雷・台風・洪水）による物損も保障されます。

対象：配付ノートパソコン

本共済会保障は、対象製品について日本国内および留学中の海外にて生じた偶然な事故による破損に対し、適用期間内に限り無償で修理を行うものです。（ただし、保障限度額を超えた費用および後述の『保障の対象とならない場合』に該当する場合は有償になります）

本共済会保障は、入学時に配付されたノートパソコンのみが対象となり、安田女子大学・安田女子短期大学を通じての既定のルートで修理を依頼していただいた場合のみに適用されます。

■保障の対象について

対象となる偶然な事故とは下記のとおりです（盗難・紛失は保障対象外です）。



故障 (メーカー保証対象外の場合)	破損	水漏れ	火災・落雷	台風・洪水	盗難・紛失	地震・噴火・津波
○	○	○	○	○	×	×

拡張保障	内容
保障期間年数	大学在学中の4年間（薬学部は6年間）、または短期大学在学中の2年間。
保障限度額	修理の場合の保障金額上限は150,000円（税込）です。 ※保障限度額は年度内の累積金額となります。累積金額は翌年度にリセットされます。
免責金額	なし。

■給付事例（修理金額のご参考）

液晶ディスプレイが割れた 例) 落下による強い衝撃を与えた		65,000円～
メインボードの破損 例) キーボードに飲み物をこぼして電源が入らなくなった		170,000円～
キーボードの破損・不調 例) キーを押しても打てなくなった、キーが取れた		24,000円～

1. 共済掛金（詳細）

標準修業年限	共済掛金
2年（短期大学）	5,000円（2年分一括）
4年（大学）	8,000円（4年分一括）
6年（薬学部）	12,000円（6年分一括）

- 共済掛金は、標準修業年限までの年数の掛金を一括でお支払いいただきます。
- 4月30日（日）までに共済掛金をお支払いいただきますと、お支払い日の翌日午前0時から保障開始となります。

2. 共済加入の手続き方法

（1）共済加入のお申込み

コンビニ振込用紙（下記見本）を使用して共済掛金をお支払いいただくことで、加入申込の手続きが完了いたします。

（2）共済掛金のお支払い方法

別途お渡しする下記の『コンビニエンスストア専用振込用紙』（下記見本）を使用して、所定のコンビニエンスストアから振込をお願いします。

コンビニでのお支払

下線を切り離しご利用ください

払込取扱票		払込票	払込受領証
コンビニエンスストア専用		(CVS店舗控)	(お客様控)
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 8 0 0 0	受取人 安田学園サービス株式会社	払込人氏名 安田 花子
受取人 安田学園サービス株式会社	払込人氏名 12345678 安田 花子	金額 8,000円	お問合せ番号 20170331186911111
お問合せ番号 20170331186911111	払込人氏名 12345678 安田 花子	払込人氏名 20170331186911111	金額 8,000円
CVS 収納用 代行業社リコーリース(株)	お支払期限 2023年4月30日	収納日付印	受取人 安田学園サービス株式会社
(CVS本部控)		収納日付印	受領印 収入印紙貼付欄 (コンビニエンスストア収納用) 受領日附印 お客様控

3. 加入者証のお届け

加入者証は、ご加入手続き完了を共済会が確認し、5月下旬ごろにお渡しします。
※「加入者証」到着以前でも、保障開始日から保障は開始されます。

(注) 共済期間について

入学後、4月30日（日）までにお手続きが完了しますと、お支払い日の翌日午前0時から保障開始となります。

※ 保障開始日より前に発生していた事故・故障については、共済金支払いの対象外となります。

4. 共済金お支払い、修理のお手続き

修理事故・ 故障の報告

- 安田女子大学・安田女子短期大学の学習支援課窓口にて、事故・修理故障したノートパソコンをお持ち込みください。
- 学習支援課窓口にて、ハードによる故障・修理事故に該当すると判断された場合は、メーカーに修理依頼をいたします。

共済金の給付

- 共済金のお支払対象かつ共済金のお支払限度額（保障限度額）範囲内の場合、修理後、学習支援課からノートパソコンが返却されます。
- 修理費は修理費用として直接メーカーに支払われます。
- 共済金給付金を上回る修理費の場合または共済金給付金お支払い対象外の場合は、共済加入者にご連絡のうえ、別途対応いたします。

5. 共済会保障の概要

■ 保障内容

項目	内容	備考
保障対象	修理費用	修理に伴う交換部品代、修理技術料、お引き取りおよびお届け輸送料（海外留学中のみ）。※1
保障限度額	150,000円	保障限度額は安田学園共済会にて設定する金額であり、年度単位の適用です。※2 ・金額内であれば修理回数に制限はありません。 ・各年度で使用できる保障金額の上限は150,000円までとなります。 ・保障限度額の150,000円を超過した分の費用は、ご負担いただきます。※3
免責金額	なし	全損時も免責金額はありません。
修理方法	引き取り修理	学習支援課で引き取り、修理後に学習支援課でお渡しします。※4
修理範囲	性能維持部品	パソコン本体の性能を維持する部品のみとなります。※5
全損対応 ※6	修理での対応	修理対応が不可能な場合は、全損給付金として150,000円をお支払いします。※6

- ※1 修理対象はパソコン本体のみであり、下記または相当品については対象外です。
・付属品（マウス、LANケーブル、携帯用バッグ、ACアダプタ、電源コード、取扱説明書、ソフトウェア等）
・経年劣化等によるバッテリー交換や修理は保障の対象外です。
・共済加入者等にて追加されたデータを含むソフトウェア資産。
・共済加入者等にて追加された各種オプション機能。
- ※2 前年度の使用済み保障金額の持ち越しおよび限度額までの保障金額の残高の繰り越しはありません。
- ※3 費用が発生する場合は見積を提示します。お支払いは振込となります。
- ※4 海外留学中の場合は、別途定められた方法によります。
- ※5 軽微な傷、汚れ、凹みなど、パソコン本体の機能・性能に関わらないものは共済会保障の対象外です。
- ※6 全損対応の判断は共済会指定の修理業者が行います。全損を適用した場合、その後の共済会保障は失効いたします。ただし、全損給付金の支払いを受けたのち、大学が紹介するパソコンを購入した場合は、共済に再加入して、保障を継続することができます。

■ 保障の対象にならない場合

次にあげる損害については保障の対象になりません。

- ① 直接・間接を問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）によって生じた損害
- ② 直接・間接を問わず、差押え、没収、取用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害は、この限りではありません。
- ③ 直接・間接を問わず、対象パソコンの摩耗、使用による品質もしくは機能低下、虫害、ねずみ喰いまたは性質によるむれ、かび、変質、さびもしくは腐食によって生じた損害及び機能に影響のない外観上のキズ、症状の出ない不良など。
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害
- ⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- ⑥ 共済加入者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑦ 対象パソコンの使用もしくは管理を委託された者または加入者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害
- ⑧ 対象パソコンに対する修理、清掃などの作業中における作業場の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂、爆発が生じた場合は、この限りではありません。
- ⑨ 対象パソコンに対する修理、清掃などの作業中における作業場の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂、爆発が生じた場合及びパソコンメーカー保証の対象外となる場合を除きます。
- ⑩ 外来の事故に直接起因しない対象パソコンの電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災（注3）または破裂・爆発が生じた場合及びパソコンメーカー保証の対象外となる場合を除きます。
- ⑪ 詐欺または横領にかかったことによって生じた損害
- ⑫ 盗難、紛失または置き忘れによって生じた損害
- ⑬ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。この場合の損害には、これらの事由によって発生した第3条（支払責任）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）加工

修理を除きます。

（注3）火災

焦損害を除きます。

■ 本共済会保障の失効・中止について

下記の場合、本共済会保障の継続を中止または失効といたします。

- ① 対象パソコンの現物が確認できないとき。ただし、全損給付金が支払われる損害の場合を除きます。
- ② 対象パソコンを第三者に譲渡、転売したとき。
- ③ 共済加入者が大学に在籍しなくなったとき。
- ④ 対象パソコンの修理等を共済会指定の方法で行わなかったとき。

■ 修理依頼先

この制度は、安田女子大学・安田女子短期大学の学習支援課窓口にて修理依頼された場合のみ対象となります。

以上

この記載内容は2023年4月1日現在のものです。

6. 安田学園共済会定款・規約

安田学園共済会 定款

制定 2019年3月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、安田学園共済会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、学校法人安田学園のもと、会員の相互扶助の精神に基づき、学園配付のノートパソコンに係る共済を通じて、会員の負担軽減を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を広島市安佐南区安東6丁目13番1号学校法人安田学園内に置く。

(事業内容)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 共済事業

(2) その目的達成に必要な事業

2 前項における事業の内容及び運用については、別に定める。

第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員としての資格を有する者は、安田女子大学及び安田女子短期大学に在籍する学部学生とする。

(加入)

第6条 前条に規定する者が本会に加入するときは、別途定める加入手続きを行うものとする。

(退会)

第7条 会員は、次の事由が生じたときは本会を退会するものとする。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡

(3) 会員の意思による退会

2 前項第3号において会員が退会しようとするときは、別途定める脱退手続きを行うものとする。

(会費)

第8条 会費の額は別途定めるものとする。

(会費の返還)

第9条 既に納入した会費は返還しない。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名

(2) 監事 1名

(理事の選任)

第11条 理事は、学校法人安田学園及び安田女子大学、安田女子短期大学における次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事長

(2) 理事のうち2名（法人本部本部長及び大学短大事務局長）

2 前項に規定する理事は、当該の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長)

第12条 本会に理事長1名を置き、前条第1項第1号に規定する理事をもって充てる。

(監事の選任)

第13条 監事は、理事長が推薦し、理事会において選任する。

2 監事は本会の理事を兼ねてはならない。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

(理事長の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、本会の業務について、本会を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会の同意を得て理事長の指名する理事が、その職務を代理する。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 本会の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会に報告すること。

(4) 本会の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の解任及び退任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの定款に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に違反したとき。

(4) 本会の役員としてふさわしくない非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(理事会)

第20条 本会に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本会の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示し、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、理事会開催の場所、日時及び理事会に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この定款に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 理事会の議事は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

11 前項の場合においては、理事長は議決に加わることができない。

12 理事は、直接利害関係のある事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、理事会に出席し、発言することができる。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長及び議長が指名した議事録署名人2名が押印して、常にこれを事務所に備えておかななければならない。

第4章 会計

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、設立初年度においては、設立総会の開催日に始まり、直近の3月31日に終了する。

(事業計画)

第23条 本会の事業計画及び収支予算は、当該事業年度開始後2カ月以内に開催される理事会の議決を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の議決による。

(事業報告)

第24条 本会の決算及び事業報告は、監事の意見を求めなければならない。

(会計運用)

第25条 本会の会計は、理事会が管理することとし、理事長がその責を負う。

2 本会が行う共済事業は、その他の事業と区分経理しなければならない。

3 共済事業に係る会計の資金を、他の事業に運用することはできない。

安田学園共済会 共済規約

制定 2019年3月1日

(積立金)

第26条 収入超過があるときは、次年度以降の支出超過及び各種事業に備えて積み立てるものとする。

第5章 解 散

(解 散)

第27条 本会は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (2) 本会の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決

(残余財産の処分)

第28条 本会が解散した場合における残余財産は、学校法人安田学園に寄付する。

第6章 雑 則

(書類帳簿の備付)

第29条 本会は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 役員の名簿
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第30条 本会の公告は、電磁的方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、2019年3月1日から施行する。
- 2 この定款施行の際、就任する役員の任期は、第18条の規定にかかわらず専任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結のときまでとする

(趣 旨)

第1条 安田学園共済会（以下「本会」という。）定款第4条に基づき、共済事業に関する事項について定める。

(資 格)

第2条 本会が行う共済事業の共済契約者は、定款第5条に規定する会員資格を有する者とする。

(事業内容)

第3条 本会が行う共済事業は、次のとおりとする。
配付パソコン保障共済

(細則等)

第4条 前条に掲げる共済事業の細則については、別に定める。
2 本会が、共済契約を締結するときは、共済契約の申込者に共済事業の細則又はこれに準ずるものを提示しなければならない。

(支払手続)

第5条 本会が共済金を支払うべき事由が発生した場合には、共済事業規約の規定に従い、公正な審査の後、遅延なく共済金を支払わなければならない。

(特別措置)

第6条 本会は、共済金支払額が当該年度の共済掛金の収入総額を超えた場合及び天災やその他不可抗力による事由の発生により、共済金の支払いに支障をきたす恐れがある場合、かつ、理事会が特に必要と認めるときは、学校法人安田学園に補填を申請できる。

(業務委託等)

第7条 本会は、第三者と委託契約を締結することにより、業務の一部を委託して実施することができる。
2 本会は、本規約による本会が有する共済責任の一部を再保険及び再共済することができる。

(規約の改廃)

第8条 本規約を改廃するときは、理事会での議決を必要とする。

附 則

この規約は、2019年3月1日から施行する。

お問合せ先

共済加入・事務手続き

安田学園共済会事務局
(安田学園サービス株式会社内)

〒731-0153
広島市安佐南区安東6丁目13番1号
安田学園サービス株式会社
TEL (082) 878-8551

修理受付窓口

学習支援課

〒731-0153
広島市安佐南区安東6丁目13番1号
安田女子大学・安田女子短期大学
1号館2階
TEL (082) 878-9909

<受付時間>

平日 午前8時30分～午後5時（土・日・祝日 及び 盆休日、年末年始休日は休業となります）